パソコン機器及びインターネット利用に関する校内規定

福島県立須賀川高等学校

第１条（目的）

この規定は、「ふくしま教育総合ネットワーク実施要項」、「ふくしま教育総合ネットワーク管理運用細則」並びに「うつくしま教育ネットワーク利用ガイド（規定）」に基づき、本校のパソコン機器及びインターネットの利用について、必要な事項を以下に定める。

第２条（利用の基本方針）

本校において、パソコン機器及びインターネットを利用するにあたっては、利用者及び関係者の個人情報、守秘義務を負う一切の情報保護に最大限の注意を払うとともに、高度情報通信社会に向けて、情報処理機器操作能力、情報の選択・活用能力、自ら情報を発信する能力の育成を図る。

第３条（運用管理組織）

パソコン機器及びインターネットの運用管理については、次のように定める。

（１） 本校の適正なパソコン機器及びインターネットの利用を促進するため、管理・運用を司る「校内ネットワーク委員会」を組織し、運用主任（委員長）を別に定める。ただし、パソコン機器及びインターネット利用における最終責任は、校長が負う。

（２） 運用主任は、パソコン機器及びインターネット利用の詳細を別に定め、生徒への周知徹底を図るとともに、利用状況の把握に努める。

（３） パソコン機器及びインターネット利用に際し、個人情報の漏洩、不正な利用等の問題が生じた場合には、速やかに運用主任に報告しなければならない。また、必要のある場合には、学校長は県教育委員会に報告するものとする。

（４） 各クラスに２名のパソコン係をおき、パソコン等の機器管理にあたる。

第４条（利用の形態）

パソコン機器及びインターネットの利用の形態は次の各項に定めるものとする。

（１） 情報の受信

授業及び学校行事等の学校生活に必要な情報を、インターネットを通じ広く一般から受信する。

（２）　情報検索と収集

学習や進路に関連する情報を検索・収集する。

（３）　機器・情報の活用

学習目標の達成や進路実現のため、収集した情報を加工し活用する。

第５条（電子メール）

メールについては、運用主任により、適切な運用管理ができるようにする。

第６条（ホームページ）

（１）　ホームページ等による情報の発信を行うことのできる主体は学校とし、うつくしま教育ネットワークが設置したサーバーにおいて行うものとする。

（２）　学校ホームページ公開の目的は、次のとおりとする。

・生徒の学習活動やその成果を広く公開する。

・学校の紹介や学習の取り組み、その成果等を広く公開する。

・その他本校の教育活動をより充実、発展したものにするために活用する。

（３）　学校ホームページ上の登録データの管理は次の各項に定めることとする。

・学校ホームページの内容については、「校内ネットワーク委員会」の承認を得るものとする。

・運用主任は、学校ホームページを日常的に閲覧、点検する。承認を得ずに掲載、更新したページを発見した場合は速やかに対処するものとする。

第７条（パソコン機器利用上全般における注意事項）

パソコン機器利用では、次のことに注意し、基本的使用法やモラルを厳守すること。

（１）　生徒が機器を利用する場合は、担任（担当）教師の許可をえること。また、時間帯・正規の使用法を守ること。

（２） 利用時間帯は、日曜・祝祭日、長期休業中を除いて原則として午後５時を限度とする。限度を超えて使用する場合や長期休業中の使用については、担当教師か運用主任の許可を受けて使用し、その指示に従うこと。

（３） トラブルが起きたときは、速やかに担当教師に報告し、担当教師は運用主任に報告すること。

（４） アカウント（ＩＤ）・パスワードの管理には十分注意し、不正に利用される危険があるので決して他人に教えてはならない。

（５） ファイルサーバーへの不正なアクセス、勝手なファイルの変更、削除、破壊（クラック）等パソコン機器の運用を阻止する行為は禁止する。

（６） 遵守されない場合は、パソコン機器の使用禁止などの措置を取るものとする。

第８条（インターネット利用における注意事項）

インターネット利用では、次のことを注意し利用すること。また、基本的使用法やモラルを厳守すること。

（１） インターネット・電子メール利用とホームページ公開にあたっては、生徒・教職員ともにネチケット（ネットワーク上のエチケット）守り使用すること。また、 個人情報等の内容、人権に関わる表現等に十分に注意しなければならない。（インターネット・電子メールの利用内容は、教育センター並びに本校のサーバーに すべてログ・記録が一定期間残されることを忘れてはならない）

（２） ふさわしくないサイトへのアクセスは禁止する。（例：性的、暴力的、有料のサイト等）、有料データベース、オンラインショッピング等の利用は原則として禁止する。

（３） 知的所有権・著作権を侵害しないこと。

（４） ゲームやその他のソフトウェア等をダウンロードしたり、勝手にインストールしないこと。

（５） コンピュータウィルスに注意すること。メールなどに不審なファイルがあった場合は開かずに、速やかに担当教師に報告し、担当教師は運用主任に報告すること。

（６） 公序良俗に反する行為や、他人を誹謗中傷し不利益を与える行為は絶対にしてはならない。

（７） プライバシーを守るために、住所、電話番号などは、ホームページ上に公開しない。個人名（フルネーム）についても、その取り扱いには十分注意しなければ ならない。写真の公開については、本人の了解なしに掲載することはできないものとし、個人を特定できないよう配慮すること。

（８） 遵守されない場合は、インターネット利用禁止、ホームページの削除などの措置をとる場合もある。

（９） メールアドレス、パスワードの管理には十分に注意し、特にパスワードは不正に利用される危険があるので、決して他人に教えてはならない。

（10） インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供または複製してはならない。

第９条（禁止事項）

（１） 外部（校外、企業等）のネットワークに不正にアクセス（侵入）することは法律で禁止されており、絶対に行ってはならない。（処罰されたり、高額の賠償を請求される場合がある）

（２） 故意にパソコン機器を破壊した場合には、弁償とする。

第１０条（付則）

現行規定で対応できない場合が生じたときは、「校内ネットワーク委員会」にて規定の改定を協議し、職員会議を経て承認を得た後に改定を行うものとする。

平成１３年９月１８日策定

平成１３年９月２１日施行